

## 山北町立学校の働き方改革に関する方針

### 本方針策定の趣旨等

学校・教員は、元来広域な役割を担ってきたが、最近の社会環境の急激な変化に伴い、学校・教員を取り巻く環境は複雑化・困難化・多様化してきており、求められる役割も拡大している。神奈川県では、平成29年度に実施された県立学校及び指定都市を除く市町村立学校教員の勤務実態調査を実施し、いずれの校種においても看過できない教員の長時間勤務の実態が明らかとなった。

また、平成29年12月に「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」を設置し、意見を求めた。こうした調査結果や意見、国の動向等を踏まえながら、平成30年3月に「神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について」が取りまとめられた。加えて、平成30年4月には、神奈川の教員の働き方改革検討協議会が設置され検討が進められた。翌年3月には、神奈川の教員の働き方改革に向けた意見（最終まとめ）が取りまとめられ、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」が示された。

一方、国においては、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が文部科学省に提出され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、同年3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」が文部科学省より発出され、各教育委員会の実情に応じた取組を進めることが求められた。

さらに、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、令和2年1月には、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として示された。また、神奈川県教育委員会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」において在校等時間の上限が定められた。

こうした県、国の動向を受け、山北町教育委員会では、国の方策に則り、県の指針を参考に、本方針を策定した。

本方針では、平成30年8月に策定し、令和元年5月に改定した「山北町立学校に係る部活動の方針」とともに適切な取組を進めることとする。

# 1 学校の働き方改革の実現に向けた取組

## (1) 目標

- 時間外在校等時間を、1ヶ月あたり45時間、1年あたり360時間以内
- 年次休暇取得日数を15日以上
- 山北町立学校に係る部活動の方針の遵守

## (2) 勤務時間について

ア 「規則等で定める勤務時間を超える時間外在校等時間が、1ヶ月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにする。

なお、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に業務を行わざるを得ない場合においては、時間外在校等時間が、1か月あたり100時間、1年あたり720時間を超えないようにする。また、1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数は6月までとし、連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月の時間外在校等時間の平均時間は80時間を超えないようにする。

イ 年次休暇一人あたりの取得日数の年平均15日以上を促進する。

ウ 勤務時間の客観的な把握と適正な勤務時間の見直しのために、ICカードによる勤怠管理システムを活用する。

エ 学校閉庁日を夏季休業期間は、8月13日～15日の3日間、冬季休業期間は、12月27日、28日と1月4日、5日の4日間の計7日間を設定する。なお、学校閉庁日における取組については、部活動の活動計画、学校施設開放の情報を各種団体等と共有するようにする。

オ 学校閉庁日で実施している留守番電話対応を、平日勤務時間外対応についても行う。

カ 各学校において、「ノー残業デー」や「定時退出デー」などを設定し、長時間勤務の改善に活かす。

キ 各学校において、行事や会議のさらなる精選を行い、実施内容の成果や課題等について情報を共有し、改善に活かす。

ク 1年単位の変形労働時間制については、神奈川県教育委員会の取組状況に合わせて検討する。

## (3) 学校における業務改善（業務の役割分担・適正化）

ア 学校に依頼する調査や照会、町主催の会議等について、整理統合や精選等を行う。

イ コミュニティースクールの機能を強化し、地域と学校の連携・協働や家庭との連携、地域ボランティア等の活用をさらに促すことで業務改善を進める。

ウ 教員の標準業務の見直しについて、県教育委員会作成の標準モデルを基に、業務の適正化が図られるようにする。

エ 学校における個別業務の役割分担及び適正化は、教育委員会が主体的に行うべきものと、学校が行うべきものに整理したうえで、各取組を実施する。

オ 統合型校務支援システムやICT機器の整備と、より効果的な活用（各種書類等のデータ化

等)による業務軽減を行う。

カ 学校事務職員の担っている事務量等について、「学校経営支援会議」を活用し、業務改善を進める。

キ 給食費の公会計化について、国から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の内容を踏まえて検討する。

#### (4)教員の意識改革

ア 各学校において、働き方改革の視点を盛り込んだ学校経営計画の策定をする。

イ 業務の効率化や働き方改革に関する研修の情報提供などを行い、教員のタイムマネジメントに関する意識改革を推進する。

ウ 管理職による勤務時間の把握を徹底し、教員に対し適切な指導・支援を行う。

エ 町校長・園長会における学校業務の精選、適正化等の情報交換、共有を積極的に行い、教員の意識改革の推進につなげる。

#### (5)人員体制について

ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図るとともに、臨床心理士や教育専任指導員等の専門スタッフの継続配置を図る。

イ 福祉課や児童相談所、警察等の関係機関との連携・協働を促進する。

ウ 教育相談コーディネーターが校内支援体制の整備、強化が行えるように、町教育相談コーディネーター連絡会等の内容の充実を図る。

エ 特別支援学級介助員、学習支援員等の継続配置を図る。

オ 中学校における部活動指導員の配置について検討する。

#### (6)労働安全衛生管理について

ア 労働安全衛生管理体制の充実に努めるとともに、管理職に対し、学校教職員衛生委員会や産業医の活用方法を周知し、教員の健康管理や職場環境の改善に向けて産業医と管理職の連携を促進する。

イ ストレスチェックの意義について管理職の理解を深め、教員に対する受検促進を図るとともに、教員のストレスチェックを継続し、メンタルヘルスのケアを推進する。

ウ 公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、教員が積極的に活用できるように周知する。

#### (7)その他

ア 各学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的で持続可能な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図る。

イ 学校閉庁日の設定をはじめとする学校の働き方改革の取組について、保護者や地域への理解を得るよう周知に努める。

## 2 取組の検証

本方針に示す町立学校の働き方改革の実現に向けた取組については、適宜取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。